

でんさいサービス利用規定

当企業は、株式会社全国電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）の窓口金融機関として、利用者（以下「お客様」といいます）に提供するでんさいサービス（以下「本サービス」といいます）について、次のとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務取扱説明（以下「業務規程等」と総称します）において、使用する用語の例によりです。

第1条（利用の申込み）

- 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当企業所定の利用申込書に必要事項を記入して、当企業が定める必要書類とともに当企業に提出するものとします。
- お申込みには、債権者として利用が可能（この場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能）お申込みのほか、次の利用を限定した特約でお申込みをすることがあります。
 - 債権者利用限定特約
利用申込書またはお客様は、自らを債権者とする発生記録および電子記録保証人とする保証記録を請求しない場合は、債権者利用限定特約でお申込みをすることがあります。
 - 保証人利用限定特約
利用申込書またはお客様は、自らを電子記録保証人とする保証記録、支払記録および変更記録（保証人等においては支払記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない場合は、保証人利用限定特約でお申込みをすることがあります。

第2条（利用資格）

- 利用申込書またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当企業が定める次の要件の全部を満たすことで、かつ当企業の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。
- なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。
- 債権者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合
 - 当企業所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること
 - 当企業の営業区域内に事業所または拠点を有すること
 - 字形交換所による取引停止処分中でないこと
 - 債権者利用限定特約により利用される場合
 - 請求を利用できる環境があること
 - 当企業の営業区域内に事業所または拠点を有すること

第3条（サービス内容）

- お客様は、お客様がでんさいネットを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。
 - 電子記録の請求に関するサービス
 - 電子記録の提示に関するサービス
 - でんさいの決済に関するサービス
 - お振替に付随するサービス
- お客様は、業務規程等および本規定等に基づき本サービスを利用するものとします。

第4条（電子記録の請求方法）

- お客様は次のいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。ただし、当企業が定めた場合には、第2項の方法により電子記録の請求をするものとします。
- 端末を用いた方法
 - 当企業所定の審査を当企業の取引店にご提出いただく方法

第5条（予約請求）

- お客様は、電子記録の請求において、電子記録を行う日を指定することができます。
- 前条第2項の方法により、電子記録を行う日を指定した請求について取消を行う場合、電子記録を行う日の7営業日前まで、当該請求を取り消すお申し出ください。

第6条（一括請求機能）

- お客様は、発生記録請求、譲渡記録請求、金融債権記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。
- 債権の取扱いが端末を用いた方法でのみ利用できます。

第7条（債権者請求方式の発生記録請求）

- お客様は、当企業が認められた場合には、債権者として発生記録の請求をすることができます。
- 前項の規定による請求は、当該発生記録請求の債務者の窓口金融機関が債権者に対してこの取扱いを認めない場合は、行うことができません。

第8条（指定予約機能）

- お客様は、当企業が認められた場合には、お客様自らを電子記録債務者または電子記録権利者とする電子記録の請求ができる機能を利用する旨を指定し、おくことができます。
- 前項の規定によって指定することができる記録請求は、発生記録請求、譲渡記録請求、金融債権記録請求に限り、取り消すことができます。

第9条（請求の制限）

- お客様は、当企業所定の審査を当企業の取引店にご提出いただくことにより、お客様自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。
- 前項の制限を解除する場合には、当企業所定の審査を当企業の取引店にご提出いただくことにより、当該制限を解除することができます。ただし、当該解除は、当企業が認められた場合に限り、取り消すことができます。

第10条（電子記録の通知）

- 当企業では、電子記録の通知として、次のとおり取扱いを行います。
 - 当企業は、電子記録された内容を、お客様に請求を用いた方法で通知します。
 - 前項の方法により通知できないものについては、別途、当企業所定の方法により通知します。
- 保証人利用限定特約により利用される場合には、前条第2項による方法のみといたします。

第11条（電子記録の届出）

- 債権者請求方式の発生記録通知、単任保証記録の届出依頼通知、変更記録の届出依頼通知、支払記録の届出依頼通知に対して、第4条第2項の方法により承諾書または高額の取引店に、でんさいネット業務規程に定める期間の2営業日以前までお申し出ください。

第12条（開示の請求）

- お客様は、次のいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。ただし、当企業が定めた場合には、第2項の方法により開示の請求をするものとします。
 - 端末を用いた方法
 - 当企業所定の審査を当企業の取引店にご提出いただく方法
- 開示の請求結果の通知については、第10条と同様に取扱いします。

第13条（端末を用いた方法の本人確認等）

- お客様が端末を用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱いを行います。
- 利用責任者
 - お客様は、端末を用いた方法において、お客様を代表する管理者（以下「マスターユーザ」といいます）を当企業所定の手続きにより登録するものとします。
 - マスターユーザは、マスターユーザが定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関するマスターユーザの機能を代行する利用者（以下「一般ユーザ」といいます）を、当企業所定の手続きにより登録するものとします。
 - お客様は、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更があった場合、当企業所定の手続きにより変更登録するものとします。当企業は、お客様での変更登録処理が完了するまで、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更がないものとしてお取り扱いすることがあります。万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当企業の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当企業は責任を負いません。
 - マスターユーザは、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、当企業所定の手続きにより登録するものとします。当企業は、お客様での

変更登録処理が完了するまでの間、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更がないものとしてお取り扱いすることができるとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当企業の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当企業は責任を負いません。

2. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当企業所定の機能を有するものに限り、加えて、本人確認につき、当企業所定の方法により、かかる端末に当企業が発行する電子証明書と暗号鍵を添付・生成し、インストールしていただく必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

3. 本人確認の手順

当企業は、電子証明書および各種パスワードによりお客様の確認を行います。

4. 電子証明書の発行

電子証明書は、当企業所定の方法により、お客様のマスターユーザおよび一般ユーザに対して（一般ユーザに対してはマスターユーザを通じて）発行します。

5. マスターユーザのパスワード等の登録

- マスターユーザのログインID、初期ログインパスワードは、お客様自身が決定し、申込書により当企業に届け出てください。
- マスターユーザは、本サービスの利用開始前に、端末によりログインパスワードおよび承認パスワード等を当企業所定の方法により登録します。
- 各2項に代えて、本サービスの利用開始前に、当企業所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

6. 一般ユーザのパスワード等の登録

- マスターユーザは、端末により一般ユーザのログインID、ログインパスワード、承認パスワード等を当企業所定の方法により登録します。
- 各自に加えて、本サービスの利用開始前に、当企業所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

7. 本人確認の手続き

- 本サービスにおけるマスターユーザの本人確認方法および依頼内容の確認方法は、マスターユーザが端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワード、承認パスワードと当企業に登録されている各内容の一致により確認します。
- 第1項によりすでにログインID、ログインパスワード、承認パスワード等の登録、電子証明書等のインストールが完了した一般ユーザの取引時における本人確認方法は、依頼内容の確認方法は、一般ユーザ自身が端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワード、承認パスワードと当企業に登録されている各内容の一致により確認します。
- 当企業は、各2項に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できるとして取扱いします。
 - お客様の有効な意思による申込みであること。
 - お客様が受領した依頼内容が真正なものであること。
- 当企業が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、ログインID、ログインパスワード、承認パスワードまたは電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事由が生じた場合でも当企業は当該取引が有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当企業の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当企業は責任を負いません。

8. 電子証明書の有効期限および更新

- 電子証明書は、当企業所定の有効期（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。マスターユーザおよび一般ユーザは、有効期限が満了する前に当企業所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
- 指示による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期限の満了日をもって失効するものとします。お客様は、以後本サービスを利用することができません。
- 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合は、発行済みの電子証明書は、無効期間があっても、当該終了の日をもって失効します。

9. 電子証明書の届出

- 電子証明書は、マスターユーザおよび一般ユーザ本人が発行するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。
- 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当企業所定の変更手続きを行ってください。
- 漏失の請求・廃棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。
- 端末の壊滅・喪失等により新しい端末を使用する場合は、当企業所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
- マスターユーザおよび一般ユーザ本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当企業所定の審査により当企業の取引店に届け出てください。
 - 電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に「電子証明書」の削除が行われなかった場合。
 - 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
 - 電子証明書に偽造、盗用、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがある場合と判断した場合。この届出に対し、当企業は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当企業は、この届出に基づく必要の手続きの完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については責任を負いません。

10. ID・各種パスワードの管理

- ID・各種パスワードは、お客様の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないものとします。また、各種パスワードは、生年月日、電話番号、連絡番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
- ID・各種パスワードにつき偽造、盗用、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当企業所定の方法で連絡をしてください。
- 本サービスの利用にあたり、各種パスワードの入力力が当企業所定の回数継続して行われなくなった場合、その時点で当企業は本サービスを停止し、かつパスワードの再発行を求め、お客様は当企業に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

11. 取引依頼の確定

- 当企業が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様の端末に依頼内容を表示し、お客様は、その内容が正しい場合には、当企業所定の方法で確認した旨を当企業に通知するものとします。この依頼内容の確認および通知が各取引で定める当企業所定の依頼期に行われ、かつ当該依頼期に当企業が受領した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとします。当企業は当企業所定の方法で各取引の予約を行います。
- 各自の取引において、実施結果および取引依頼の依頼内容に不明な点がある場合、またはその通知が受領できなかった場合は、当企業まで連絡のご用命ください。この場合がなかったことにより生じた損害については、当企業は責任を負いません。

第14条（利用日・利用時間）

- 第3条に定めるサービスの利用日および利用時間は、当企業所定の利用日および利用時間とします。
- 当企業所定の利用日および利用時間については、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

第15条（決済口座）

- お客様は、本サービスで利用する当企業本店に開設している口座を決済口座として、申込書により当企業に届け出てください。
- お客様は、届出の内容にない、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、債権者として利用する場合は、当企業が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。
- 届出可能な決済口座は、当企業本店口座を除き、当企業所定口座といたします。
- 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。
- 決済口座の追加・変更および削除については、当企業所定の審査により当企業の取引店に届け出てください。

第18条 (利用手数料)

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料は消費税率相当額を含みます。
2. 当金庫は、利用手数料を普通預金口座、総合口座引当金および当座勘定規定に力かわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、予め指定した決済口座から（残高がある場合は代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引落しします。
3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
4. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の手数料および消費税を支払うものとします。
5. 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する請求の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。
6. 金不足等により引落し不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

第17条 (口座開設と決済)

1. 債権者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日の前営業日まで当該でんさいの決済資金を決済口座にご準備ください。
2. 当金庫では、お客様が債権者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を普通預金規定、総合口座引当金および当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の口座に払い込みを行います。なお、支払期日が金庫営業日以外の日である場合は、翌営業日に行います。
3. 前項による決済口座からの決済資金の引き落としできない場合は、債権者の口座への払い込みを行うことはできません。ただし、当金庫が認められた場合に当金庫所定の決済資金の入金があれば、払い込みを行います。なお、支払期日が金庫営業日以外の日にある場合は払い込みは、翌営業日に行います。
4. 支払期日が同日の複数のでんさいの支払があった場合、またはその他小切手、手形の支払等があった場合、いずれを先に決済口座から引き落としかの順序は、当金庫の判断により行います。
5. でんさいの分割請求により支払期日が同日のでんさいが複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引き落としを行います。

第16条 (口座開設と決済の中止)

債権者または債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫に対して口座開設と決済の中止の申出を行うことができます。

第15条 (異議申立)

1. 前条により口座開設と決済の中止の申出を行った債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対し、異議の申立をすることができます。
2. 前項の異議申立は、前項のお客様が、支払期日の前営業日まで、異議申立預託金を当金庫に預け入れていただく必要があります。ただし、支払不能事由が不正作由であり、かつ、でんさい事故調査会が債権者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を正当な理由があるものと認められる場合は、この限りではありません。
3. 支払不能事由が不正作由である場合には、お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対して、異議申立にむけて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

第14条 (債権者利用制限特約等の解除)

お客様が、債権者利用制限特約または保証利用者特約等の解除をご希望の場合は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫の審査を仰ぐことで、当該特約の解除を行うことができます。

第13条 (利用者登録事項の変更)

お客様は、利用者登録事項に変更が生じた場合、遅滞なく、当金庫に対して当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより変更の内容を届け出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第12条 (本人であるお客様が死亡した場合の届出)

1. お客様が死亡した場合に相続人等が利用者の地位を承継した場合の届出は、相続人等の代表者が当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出ください。
2. 相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付してください。
 - 一 でんさいネットが指定する書類
 - 二 当金庫が指定する書類
3. 相続人等は、第1項の書面を提出した後、当金庫所定の手続きが完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

第11条 (合併及び会社分割の届出)

1. お客様の合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、利用契約の地位を承継したお客様は、遅滞なく、当金庫の取引店に対し、当金庫所定の書面により、その届出を行うことができます。
2. 前項の場合には、お客様は、前項の届出後、当金庫所定の書面の結果、承継した利用契約の地位に基づく本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。

第10条 (利用による解約)

1. お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただき、本規定と業務規程等に定める解約の解約の申出を行うことができます。
2. 前項の解約は、当金庫がお客様を電子記録債権者または債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約にかかわるでんさいの全部が消滅したことを支払記録等によって確認したときに行うことができます。

第9条 (当金庫による解除等)

1. 当金庫は、お客様が次に掲げる事由に該当する場合には、お客様に事前に通知したうえで、本規定に基づく契約を解除することとなります。
 - 一 でんさいネット業務規程に定める解除事由に該当した場合
 - 二 第2条に規定する条件を満たさなくなった場合
 - 三 本規定に違反した場合
 - 四 その他当金庫が各名に準ずると認めた場合
2. 当金庫が、前項の事由により解除の通知を発した場合には、当該通知のいかにかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。
3. 本規定による契約が解除または解除された後も、第19条、第29条、第31条、第34条および第39条の規定は存効力を有するものとします。

第8条 (従来手続開始決定等の届出等)

お客様は、従来手続開始決定等、業務規程等に定める事由が生じた場合には、遅滞なく、当金庫の取引店に、その届出ができるものとします。

第7条 (電子記録の訂正等の届出)

お客様は、自己の請求に係る電子記録について、異なる内容の記録がされているなど業務規程等に定める事由があることを知った場合は、当金庫の取引店等に直ちにその届出ができるものとします。

第6条 (利用者情報の取扱い)

1. 当金庫は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定められた場合以外には利用者情報の利用をいたしません。
2. 当金庫は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。
 - 一 当金庫の業務の遂行
 - 二 当金庫の業務の改善
 - 三 当金庫の業務の効率化
 - 四 当金庫の業務の効率化
 - 五 当金庫の業務の効率化
 - 六 当金庫の業務の効率化
 - 七 当金庫の業務の効率化
 - 八 当金庫の業務の効率化
 - 九 当金庫の業務の効率化
 - 十 当金庫の業務の効率化
3. 当金庫は、お客様の同意なく、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
4. 当金庫は、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
5. 当金庫は、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
6. 当金庫は、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
7. 当金庫は、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
8. 当金庫は、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
9. 当金庫は、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
10. 当金庫は、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

- 六 お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 七 市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる当金庫サービスの研究や開発のため
- 八 当金庫の金融商品・サービスに関する変更のため
- 九 その他当該お客様の個人情報を第三者に提供することなしに
10. 当金庫は、参加金融機関業務を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関との取引円滑化のために、でんさいネット及び第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。
11. 当金庫は、でんさいネットは、電子債権記録簿を運用するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関との取引円滑化のために、第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。
12. 当金庫は、でんさいネットまたは当金庫は、業務規程等に基づき、他の利用者または債権者に記録されている事項もしくは記録請求に際して提供された情報の利用を請求した者に対して、次に掲げる事項を開示し、お客様は、当該開示について同意するものとします。
 - 一 発生記録における債権者の決済口座に係る情報
 - 二 債権記録における債権者の決済口座に係る情報
 - 三 支払記録における支払等を受けた者の氏名
 - 四 利用者等の属性、利用者番号および代表者名
 - 五 債権記録における債権者に係る情報（決済口座を念す）
 - 六 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
 - 七 支払不能事由に係る情報
 - 八 異議申立の有無に係る情報
 - 九 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取扱いに係る情報
 - 十 その他業務規程等に開示の対象となる情報

第29条 (情報管理)

お客様は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の秘密を外部に開示しないものとします。

第30条 (通知等の連絡先)

1. 当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・催告・催促をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
2. 当金庫がお客様に対して通知・催告・催促を前項の連絡先のいずれか一つに対して、発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事由の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが記録、または到達しなかったときも送達到達すべき旨に到達したものとみなすものとします。これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. 当金庫の責めに由来しない送達遅延、届出およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不達等の通信手段の障害による送達、不着の場合も同様とみなすものとします。これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第31条 (免責事項)

1. 当金庫は、本サービスにおける届出印を決済口座（代表口座）による届出印とし、お客様は当該届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を捺印して作成された書面であれば、本サービスに関するお客様の権利を喪失し、書面によるものとみなすものとします。
2. 当金庫が、届出書類又は届出印に使用された印影または署名、届出印（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合は、その誤認書類又は届出印の誤りにつき、偽造、変造その他の事故がなくても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. 当金庫がお客様の電子証明書、ID、各種パスワード等の本人確認のための情報が当金庫に登録されたものと一致することを当金庫所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらが偽造、不正使用、その他の事由により使用者がお客様本人でなかった場合でも、それによって生じた損害はお客様の負担とし、お客様はでんさいの電子記録に生じたがって責任を負うものとします。
4. 当金庫以外の参加金融機関またはでんさいネットの責めに帰すべき事由により、本サービスの取扱い遅延・中断その他の損害が生じたことに起因する損害については、当金庫は責任を負いません。
5. 災害・事故、盗難、当金庫の責めに帰すことのできない情報等伝送設備の故障によりお客様が生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
6. 当金庫または金融機関の共同システムの運営者が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電気設備、運用設備、移動体通信網、インターネット等の通信経路において当金庫が実施した情報の漏洩・滅失・変造等が生じた場合、または盗難等がなされたことによりお客様の取扱いが滞り、または、それらのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
7. 本サービスを通じてなされたお客様と当金庫間の通信の記録等は、当金庫所定の規則に即り当金庫所定の方式・手続に基づいて保存するものとします。当該記録経路等は、当金庫がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
8. 本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼働する環境については、お客様の責任において確保してください。当金庫は、端末が正常に稼働することにより保証するものではありません。万一、端末が正常に稼働しなかったことにより取扱いが成立せず、または成立した場合は、それにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
9. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当該開示を念す。）、当金庫はお客様の承諾なく当該法令・規則・行政庁の命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当金庫が当該情報を開示したことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第32条 (でんさいの活用)

お客様は、当金庫に対し、指し宛先とする名目用途等が記載された書面に基づき、当金庫所定の手続によりでんさいの取引等の申出をすることができますものとします。

第33条 (関係規定の適用・準用)

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等の各規定により取扱いします。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合は、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第34条 (規定等の変更)

1. 当金庫は、本規定の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ掲載等で公開することにより任意に変更できるものとします。
2. 変更日以前は変更後の内容に適用することとします。
3. 当金庫の責めに由来するものを除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

第35条 (業務規程等による取扱い)

1. 本サービスについては、各名義のほか、業務規程等その他でんさいネットが定められた規則に従って取扱いするものとします。
2. 同様、事実上のものを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第17条第2項の規定にかかわらず、支払期日が経過したでんさいについても決済口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って取扱いするものとします。
3. 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第36条 (準拠法・合意管轄)

1. 本規定の準拠法は日本法とします。
2. 本規定に基づく取引に関して争訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とすることにします。